

短時間勤務制度を設けて子育て期の労働者が利用した場合の助成金

32. 育児・介護雇用安全等助成金
（両立支援レベルアップ）助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）

少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子（小規模事業主においては、少なくとも3歳に達するまでの子）を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に事業主に対して助成金を支給します。

助成内容

平成23年8月31日までに、少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子（小規模事業主においては、少なくとも3歳に達するまでの子）を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化しており（複数の事業所を有する事業主にあってはすべての事業所において制度化していることが必要です。）、雇用保険の被保険者として雇用する小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が短時間勤務制度を連続して6か月以上利用し、その翌日から引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用し、かつ、支給申請日に雇用している場合に、1事業主当たり下表に掲げる額を支給します。

①支給対象労働者が最初に生じた場合	小規模事業主	70万円
	中規模事業主	50万円
	大規模事業主	40万円
②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合	小規模事業主	50万円
	中規模事業主	40万円
	大規模事業主	10万円

※小規模事業主：常時100人を超えない労働者を雇用する事業主をいいます。

中規模事業主：常時100人を超える労働者を雇用し、常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主をいいます。

大規模事業主：常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主をいいます。

※2人目以降の支給対象労働者は、同一の子を養育する同一の労働者を除きます。

※最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から5年以内、1事業主当たり延べ10人（小規模事業主は5人）までの支給となります。

【支給対象となる短時間勤務】

次の1から3までのいずれかに該当するものであること。

- 1 1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務（1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮しているものに限られます。）
- 2 週又は月の所定労働時間を短縮する短時間勤務（1週当たりの所定労働時間が35時間以上

の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮しているものに限られます。)

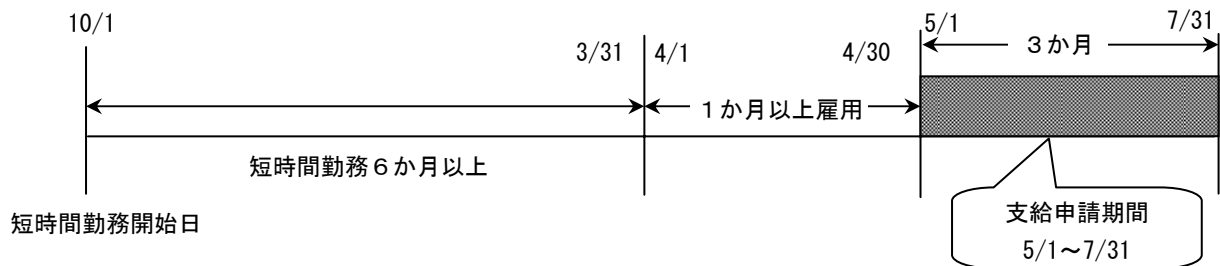
- 3 週又は月の所定労働日数を短縮する短時間勤務（1週当たりの所定労働時間が5日以上のものについて、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮しているものに限られます。)

受給手続き

- 支給を受けるには、労働者が短時間勤務を連続して6か月以上利用し、引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用した日の翌日から3か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を、平成23年8月31日までの間においては財団法人21世紀職業財団に提出する必要があります。

※郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効。

【例：短時間勤務開始日が10月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- 一般事業主行動計画を策定・届出していることが必要です。
※平成21年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した事業主は策定・届出に加え、公表し、労働者に周知させる為の措置を講じていることが必要です。
- 支給申請に係る短時間勤務を連続して6か月以上利用した労働者を、短時間勤務開始日に、雇用保険の被保険者として雇用していたことが必要です。
- 短時間勤務制度の対象となる子の年齢は、少なくとも小学校就学の始期に達するまで（小規模事業主においては、少なくとも3歳に達するまで）のすべての子を対象とする制度である必要があります。
- 平成22年3月31日以前に利用を開始した労働者について子育て期の短時間勤務支援コース又は中小企業子育て支援助成金（短時間勤務制度についての助成に係るものに限り）を受給している場合には支給対象労働者が最初に生じた日の翌日から5年間を限度とし、既に支給を受けている労働者の数を通算します。
- 子育て期の短時間勤務支援コースの支給を受けることのできる事業主が、同一の子を養育する同一の労働者について、中小企業子育て支援助成金の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、子育て期の短時間勤務支援コースは支給対象となりません。